

## 令和4年第4回八雲町議会臨時会会議録

令和4年5月19日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第3号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第1号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例  
議案第2号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(八雲町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 6 発委第1号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

### ○出席議員（14名）

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1番 赤井睦美君      | 2番 佐藤智子君    |
| 3番 横田喜世志君     | 4番 大久保建一君   |
| 5番 関口正博君      | 6番 宮本雅晴君    |
| 7番 倉地清子君      | 8番 三澤公雄君    |
| 9番 牧野仁君       | 10番 安藤辰行君   |
| 11番 斎藤實君      | 12番 能登谷正人君  |
| 副議長 13番 黒島竹満君 | 議長 14番 千葉隆君 |

### ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿部雄一君	住民生活課長	加藤貴久君
兼会計課長			
保健福祉課長	戸田淳君	建設課長	藤田好彦君
環境水道課長	佐藤英彦君	兼公園緑地推進室長	
教育長	土井寿彦君	落部支所長	佐藤尚君
		学校教育課長	三坂亮司君
		学校給食センター長	
学校教育課参事	小林卓也君	社会教育課長	
		兼図書館長	佐藤真理子君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	伊藤勝君	監査委員	千田浩文君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院地域医療連携課長	
		兼総合病院庶務課参事	佐々木裕一君
消防長	大淵聡君	八雲消防署予防課長	中野智君
八雲消防署警防救急課長	河井治彦君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石消防署長 藤村勉君

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） 本日をもって、第4回臨時会が招集されました。出席、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年5月19日招集、八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

### ◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、2月分、3月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、佐藤智子さんと牧野仁君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付しております議案3件、承認1件であります。

また、議会運営委員会より、条例改正案1件が提出されております。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及びあらかじめ委任又は

囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第3号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第3号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

この度の改正は、令和3年の人事院勧告を受け、令和4年4月6日に成立した国家公務員の給与法の改正に準じて行うものであり、一般職員の期末手当の支給率について改正しようとするものであります。

第16条第2項の改正は、再任用職員以外の職員に係る6月及び12月の期末手当の支給率を、100分の127.5から100分の120に引き下げようとするもので、期末勤勉手当を合わせた年間支給月数は、4.45月から4.30月と0.15月の減額となります。

次に、同条第3項の改正は、再任用職員に対する読み替え規定について、支給率を100分の72.5から100分の67.5に引き下げようとするもので、期末勤勉手当を合わせた年間支給月数は、2.35月から2.25月と0.1月の減額となります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を、令和4年6月1日にするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 新型コロナウイルス感染対策等の中で、職員の皆さんが町民の安心安全を確保するために、厳しい勤務環境の中で全力に職務に当たっておられます。その職員の皆さんに対し、この期末手当の見直しをどのように考えているのでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 佐藤議員のご質問にありました、新型コロナウイルス対策に関する職員の頑張りは、確かに全庁挙げて取り組んでるわけですので、担当課もちろん、協力している課の職員も十分努力していると思います。その苦労は、十分に承知しております。

ただ、私たちの給料というのは、国家公務員の人事院勧告制度に準拠するというのが、

一つの流れになっております。それで、国のほうも、ならって他の自治体も改正するわけですけれども、今までの流れのとおり、この国家公務員の給与は、民間準拠が基本になっておりますので、民間と均衡をとるという給与体制が、人事院勧告に基づいて行われるということでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 民間との兼ね合いで引き下げるということですが、コロナ禍で職員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金引き下げにも影響が及ぶと考えられます。

また、今回の引き下げは、コロナ禍で疲弊している地域経済へも影響すると危惧いたしますが、その影響はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 佐藤議員ご質問ありました、一定程度、私たちの給与水準というのは、地域の民間企業のある程度賃金水準というのとも考えながら決めているという実態もございますので、私たちの給与が下がる分、民間にも多少なりとも影響はあるかもしれませんが、先ほど申しましたように、私たちも人事院勧告制度に準拠しなければならないという根本原理がありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 議案第3号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対する討論を行います。

本条例改正は、一般職の職員の期末手当の支給割合を、現行の100分の127.5を100分の120に変更、並びに再任用職員に対しても引き下げを行う内容です。

新型コロナウイルス感染対策等の中、職員が町民の安全安心を確保するために、日々職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っているのは、町長も重々承知のことと思います。かねてより職員の給与を引き上げてやりたいとおっしゃっている姿勢と、この期末手当引き下げの条例改定は、矛盾するのではないのでしょうか。

また、コロナ禍で職員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金引き下げにも影響が及び、コロナ禍で疲弊している地域経済にも影響するという悪循環を招くのではな

いでしょうか。

よって、本議案の一般職職員と再任用職員の期末手当引き下げには反対であり、本議案に反対するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

人事院勧告の指示に従って、給与引き上げのときは採用し、都合の悪いときだけ採用しないというのであれば、全く持って道理が合わないと思いますし、今回、コロナの活躍のこととはまた違うルールなので、反対の立場の方の意見は、ちょっと筋が通らないと思いますので、賛成の討論をさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 議案第1号 議案第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第1号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第2号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第1号及び議案第2号につきましては、一括してのご説明とさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

はじめに、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この度の改正は、一般職員の期末手当の支給率の改正に準じ、特別職の期末手当の支給率を改正しようとするものでございます。

第2条第3項の改正は、期末手当に係る一般職員の条例との読み替え規定について、6

月及び12月の期末手当の支給率を、100分の222.5から100分の215に引き下げようとするものであり、附則として、この条例の施行期日を、令和4年6月1日にするものでございます。

次に、議案書2ページをお願いいたします。

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号と同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第5 承認第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、承認1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 承認第1号についてご説明いたします。

議案書4ページからになります。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、政令の公布日と同日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものであります。

それでは、専決処分いたしました条例の改正内容について、ご説明いたします。議案書6ページをお開き願います。

この度の改正の概要は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課

限度額の引き上げに係る改正であります。

第2条第2項及び第3項の改正は、賦課限度額の引き上げで、第2項では基礎課税額について、63万円から65万円に。第3項では後期高齢者支援金等課税額について、19万円から20万円に引き上げるものであります。

第23条の改正は、保険税軽減適用後の賦課限度額についても、第2条の改正と同様に改正しようとするもので、改正金額は記載のとおりであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和4年4月1日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、簡単であります。承認第1号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本件を採決いたします。お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、提案説明いたします。

本件は、先ほど可決されました、町長等の期末手当等の支給率の改正と同様に、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月12月ともに2.225月分で、年間で4.45月分となっておりますが、0.15月分引き下げ、年間で4.30月分に改正しようとするものであります。

第4条第2項は、期末手当の規定であります。町長等の改正内容と同様に、本年6月12月に支給する期末手当を、ともに現行100分の225を100分の215に改正しようとする



ものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年6月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和4年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10時22分〕